

(仮称) えりも町風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 11 月

JR 東日本エネルギー開発 株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解....	4
別 紙.....	26

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 5 年 9 月 12 日 (火)

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙等による公告 (別紙 1 参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和 5 年 9 月 12 日 (火) 付 北海道新聞 (朝刊 : 15 面)

②インターネットによるお知らせ

令和 5 年 9 月 12 日 (火) から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・えりも町のウェブサイト (別紙 2-1 参照)

<https://www.town.erimo.lg.jp/section/kikaku/sg6h940000003f6j.html>

- ・JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト (別紙 2-2 参照)

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

③広報えりもへの折込広告によるお知らせ (別紙 2-3 参照)

下記の広報に「お知らせ」の折込広告を実施した。

- ・広報えりも 9 月号

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 2 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道日高振興局保健環境部環境生活課
- ・えりも町役場企画課

②インターネットの利用による縦覧

- ・JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 5 年 9 月 12 日（火）から令和 5 年 10 月 25 日（水）まで
意見書の提出期日である 10 月 25 日（水）まで閲覧可能とした。（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：各関係自治体庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、北海道、えりも町のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 2 名であった。

なお、縦覧期間中の事業 HP への訪問者数は 565 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場】

- ・ 開催日時：令和5年9月26日（火） 18時30分から20時
- ・ 開催場所：えりも町 福祉センター（幌泉郡えりも町字本町357番地）
- ・ 来場者数：25名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年9月12日（火）から令和5年10月25日（水）まで

（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で5名の方から意見が提出された。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1-1	<p>コウモリ類について環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(建設環境研究所)の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。</p>	<p>意見書の内容は要約せずに、原文のとおりに記載しております。</p>
1-2	<p>(1) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません 1 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。 このような改ざん行為はアセスにおいて非常に問題であり、調査結果の信頼性はもとより、アセス手続きの信ぴょう性に疑問を投げかけるものです。そして本事業者及び委託先の建設環境研究所が関わっている山形県栗子山事業の隠ぺい疑惑に対して、第三者機関による徹底的な検証がないことが問題です。 以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。 ※1 「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/ ※2 「環境影響評価“データ改ざん”か…イヌワシの巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」 (FNNプライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/598646</p>	<p>ご意見をいただきました(仮称)栗子山風力発電事業環境影響評価準備書についての今回の報道を受け、弊社が上記調査の実施を委託した2社に改めて調査内容について確認を依頼し、改ざんの事実は確認されなかったとの報告を受けております。 本事業の実施にあたり、引き続き環境影響評価手続きに係る調査・予測・評価を適切に実施してまいります。</p>
1-3	<p>(2) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません 2 本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響につい</p>	<p>ご意見をいただきました(仮称)栗子山風力発電事業環境影響評価準備書についての今回の報道を受け、弊社が上記調査の実施を委託した2社に改めて調査内容について確認を依頼し、改ざんの事実は確認されな</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>て、実際の巢の位置を改ざんした情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>本事業者及び委託先の建設環境研究所が関わっている山形県栗子山事業の隠ぺい疑惑に対して、第三者機関による徹底的な検証がないことが問題です。このような不正行為は環境影響評価の意義を根底から否定するものです。このような行為に対する厳しい制裁がなされない限り、改ざん行為が繰り返される可能性があります。もし改ざんによってアセス手続きを通過させた事業者が何の制裁も受けずに補助金や再エネ賦課金を受け取ることが許されるのであれば、他の事業者も同じ手法を用いる可能性が高くなります。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」（世界日報，2023年10月12日） https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2「環境影響評価“データ改ざん”か…イヌワシの巢の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」（FNNプライムオンライン） https://www.fnn.jp/articles/-/598646</p>	<p>ったとの報告を受けております。</p> <p>本事業の実施にあたり、引き続き環境影響評価手続きに係る調査・予測・評価を適切に実施してまいります。</p>
1-4	<p>(3) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません 3</p> <p>本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巢の位置を改ざんした情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び委託先である建設環境研究所によって作成されたと報道されたことは、これまでに同社らが作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p> <p>建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(方法書の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしていないと主張しています※3。</p>	<p>ご意見をいただきました（仮称）栗子山風力発電事業環境影響評価準備書についての今回の報道を受け、弊社が上記調査の実施を委託した2社に改めて調査内容について確認を依頼し、改ざんの事実は確認されなかったとの報告を受けております。</p> <p>本事業の実施にあたり、引き続き環境影響評価手続きに係る調査・予測・評価を適切に実施してまいります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>しかし調査結果をとりまとめて準備書を作成したのは建環環境研究所です。調査結果をとりまとめる前の段階で改ざん行為があったのか、JR 東日本開発からの圧力があったのか、結局誰がデータ改ざんし、誰が隠ぺいを指示したか、納得のできる回答は一切ありません。「弊社は改ざんしていない。他は知らない」などの回答では済まされない問題です。これまで同社らが作成した他のアセス図書についても、不正はなかったのか、第三者機関による徹底検証を行うべきでしょう。しかし第三者機関による徹底的な検証がありません。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1 「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」（世界日報，2023 年 10 月 12 日） https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2 「環境影響評価“データ改ざん”か…イヌワシの巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」（FNN プライムオンライン） https://www.fnn.jp/articles/-/598646</p> <p>※3 「（仮称）栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について」（建設環境研究所 HP, 2023 年 10 月 18 日） https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</p>	
1-5	<p>(4) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません 4</p> <p>本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された疑惑があるとされています※1, 2。</p> <p>今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び委託先である建設環境研究所によって作成されたと報道されたことは、これまでに同社らが作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p>	<p>ご意見をいただきました（仮称）栗子山風力発電事業環境影響評価準備書についての今回の報道を受け、弊社が上記調査の実施を委託した 2 社に改めて調査内容について確認を依頼し、改ざんの事実は確認されなかったとの報告を受けております。</p> <p>本事業の実施にあたり、引き続き環境影響評価手続きに係る調査・予測・評価を適切に実施してまいります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>建設環境研究所は、調査をしたのは別の業者(方法書の委託先は日本工営)であり、自社では改ざんしていないと HP で主張しています※3。</p> <p>しかし山形県栗子山事業では、準備書を提出した後に、イヌワシの調査を行なっています。本来ならば全ての調査を終えた後に準備書が縦覧されるはずでず。評価書の段階では住民や環境大臣は意見できません。ではなぜ山形県の事業のみ準備書を縦覧している最中にイヌワシの追加調査を行なっているのでしょうか。追加の調査が終わってから準備書を縦覧すべきです。考えられる理由は住民の目を誤魔化して、不正に準備書審査を通過させるのが目的だからではないでしょうか。しかし事業者から納得のできる回答は一切ありません。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続きの凍結を強く求めます。</p> <p>※1 「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2 「環境影響評価“データ改ざん”か…イヌワシの巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」 (FNN プライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/598646</p> <p>※3 「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について」(建設環境研究所 HP, 2023年10月18日) https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</p>	
1-6	<p>(5) 貴社及び建設環境研究所の図書は信用できません</p> <p>5</p> <p>本事業者及び委託先建設環境研究所がまとめた環境影響評価準備書が、実際の調査内容とは異なるデータを含んでいることが報道されています。特に、風車の設置予定地周辺のイヌワシに与える影響について、実際の巣の位置を改ざんした情報が記載された疑惑があるとされています※1,2。</p> <p>今回改ざん隠ぺいの疑われた準備書が本事業者及び</p>	<p>ご意見をいただきました(仮称) 栗子山風力発電事業環境影響評価準備書についての今回の報道を受け、弊社が上記調査の実施を委託した2社に改めて調査内容について確認を依頼し、改ざんの実事は確認されなかったとの報告を受けております。</p> <p>本事業の実施にあたり、引き続き環境影響評価手続きに係る調査・予</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>委託先である建設環境研究所によって作成されたと報道されたことは、これまでに同社らが作成した図書の信用性に大きな疑問を投げかけます。</p> <p>調査の透明性と信頼性を確保するためには、独立した研究機関や専門家による評価が必要不可欠です。しかし、今回の改ざん隠ぺい疑惑に建設環境研究所の名前が報道された以上、本事業において同社の調査結果を信用しろと言われても到底無理です。</p> <p>以上の理由から、本風力発電事業の手続き凍結を強く求めます。</p> <p>※1 「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」 (世界日報, 2023年10月12日) https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</p> <p>※2 「環境影響評価 “データ改ざん” か…イヌワシの巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」 (FNN プライムオンライン) https://www.fnn.jp/articles/-/598646</p> <p>※3 「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について」 (建設環境研究所 HP, 2023年10月18日) https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</p>	<p>測・評価を適切に実施してまいります。</p>

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2-1	<p>1. 土木工事について</p> <p>えりも町内の小河川には、ニホンザリガニが生息していることから、小河川への土砂流入、河床破壊などが無い工法が必要。落差溝、コンクリートますについては、水生生物の上流下流への移動を阻止するものであるため、設置しない工法が必要。道路が河川を横断する場合は、水生生物の上流下流への移動が可能な工法を用いること。さらに、海洋への土砂流出を防ぐ工法を用いること。</p> <p>道路開削、拡張工事により、地下水脈(小さなものも含む)が切断されると周囲の植生(森林植生含む)に大きな悪影響(枯死など)が生じる。このことから、事前に地下水脈を調べ、影響のない場所を設定し、風車建設時の道路開削、拡張工事の際には、環境管理できる責任者を常時立ち合わせ、工事当事者に指示指導すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺の小河川に生息する水生生物への配慮について、今後の環境調査によりニホンザリガニの生息状況を把握するとともに、小河川への土砂流入の防止、落差工や集水ますその他道路工事の河川横断箇所における移動経路の確保について検討いたします。</p> <p>事業計画の検討に際しては、小河川の地下水への影響についても関係機関協議を適切に実施し、あわせて工事中の監視体制について事前協議をいたします。</p>
2-2	<p>2. 土壌調査について</p> <p>風車が風を受けて揺れる振動、回転することにより発生する振動が、土壌に与える影響(土壌成分の浸出等)、植生に与える影響について調査が必要。</p>	<p>風車が風を受けて揺れる振動、回転することにより発生する振動については安全性にも係るので、風力発電機設置にあたっては耐震性などに十分に配慮して設計・建設いたします。</p>
2-3	<p>3. 動植物調査について</p> <p>鳥類</p> <p>タンチョウは、えりも町内で1つがい繁殖しており、他にも1つがいは、春～秋に生息していることから、丁寧な調査が必要。えりも町内のタンチョウは、水辺以外の草地、林内を子育て、索餌等の活動地としている。過去に利用した範囲とその周辺を含め、風車を建設するべきではない。</p> <p>鳥類調査の調査期間 4季×4日では、調査日数が足りないと考え。鳥類調査は強風時には、鳥の確認が特に困難であることから、調査日数を増やすとともに、予備日を設定し、強風時の調査データは、用いないこと。</p> <p>渡り鳥調査については、春季、秋季の2回予定しているが、オジロワシ、オオワシは、12月～4月に生息することから、12～4月を調査時期に設定する必要がある。また、オジロワシについては、夏期に成鳥</p>	<p>鳥類調査における調査手法、調査地域・地点、調査期間等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>タンチョウ調査については、対象事業実施区域及びその周囲を広く任意観察調査する踏査ルートを設定いたしました。タンチョウの繁殖についての情報があることは文献調査及び専門家ヒアリング等により把握していることから、調査時期及び調査日の気候にも配慮し生息状況について調査いたします。</p> <p>渡り鳥調査においては、出現する海ワシ類やハクチョウ類等の渡り個体の観察、記録を行い、渡りの状況の把握に努めて参ります。専門家から</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>が確認され、山岳方面へ餌生物を持って飛行することが確認している(2023)。町内で複数が繁殖している可能性が極めて高い。EADAS センシビティマップ(注意喚起メッシュ)において、風車建設予定範囲は、オジロワシ、オオワシは注意喚起レベルAまたはBであることを踏まえ、慎重な調査、年間を通しての調査が不可欠である。</p> <p>渡り鳥の調査については、種によって渡る時期も異なり、気候や風向きが渡りに影響することから、一季3日間では、渡りのタイミングを外す確率が非常に高いことが容易に推測される、対象種ごとに合った調査期間を設け、調査日数を増やすべきである。ノスリについては、EADAS センシビティマップを引用し、渡りのルートには含まれていないとされているが、10月～5月上旬まで10羽程度がえりも町内で越冬していることから調査が不可欠である。</p> <p>上位種クマタカについての調査であるが、現在の調査地では、比較的観察される海岸段丘の谷(沢)内の観察が難しい。繁殖は沢内のこともあり、風車建設予定地(範囲)、追分峠周辺等に調査地点の複数追加設置が必要である。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」では、ガン類ハクチョウ類の集結地でないと引用しているが、マガン、オオヒシクイ、ハクガン、シジュウカラガンが、毎年、渡りの中継地の一つとして、秋～初冬、春季に百人浜周辺の牧草地に飛来することから、調査項目に入れるべきである。</p> <p>また、マガンは日高管内において越冬する群れも確認され、今後、気候温暖化により越冬地が北上することが予測され、少雪のえりも町地域においても重要視する必要がある。</p> <p>オオハクチョウについては、えりも町内の海岸線を越冬に用いるが、日高山脈山麓、襟裳岬、歌別～東洋地区の山地上空を、渡りに用いていることから、詳細な調査が必要である。</p>	<p>の助言等により、渡り鳥調査期間中に実施している、希少猛禽類調査と調査時期を調整等することで、可能な限り渡り時期における鳥類の生息種の確認を行うことが出来るようにいたします。</p> <p>希少猛禽類調査では、現地状況に応じて適宜調査地点を移動する等してクマタカの生息・繁殖状況の把握に努めて参ります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-4	<p>哺乳類</p> <p>哺乳類の調査地点については、現在の予定地には、強風が当たる場所、自然環境が豊かでないなど生息環境が十分でない地点が含まれていることから、調査地の選定には、再検討する必要がある。</p> <p>また、エゾナキウサギは、追分峠で確認されている(轢死)ことから、歌別川沿いの生息可能な範囲について調査が必要と考える。</p>	<p>哺乳類の調査地点については、風力発電機設置予定区域、対象事業実施区域及びその周囲における環境類型の状況を鑑みて、予測評価を実施できるような地点を設定しております。</p> <p>引き続き、専門家からの助言等を踏まえながら、適切な調査手法により調査・予測・評価を実施して参ります。</p>
2-5	<p>4. 魚類底生動物調査については</p> <p>目視、捕獲調査だけでは、生息が十分に把握できないので、環境 DNA を用いた調査を実施すること。</p>	<p>魚類・底生動物調査の調査については、引き続き、専門家からの助言等を踏まえながら、適切な調査手法により調査・予測・評価を実施して参ります。</p>
2-6	<p>5. 景観調査について</p> <p>景観調査地点については、計画予定地の外周に設置した場合、町内のほぼ全域からブレード(高さ 180m)が見えると予測されている。このことが多くの町民には知らされておらず、大きな問題である。</p> <p>えりも町内で開催された町民向け説明会では、生物調査方法の説明に特化し、住民にとって重要な故郷の原風景である景観の変化については、説明はほとんどされなかった。</p> <p>日高山脈国立公園が、2024 年度には国立公園化される。日高山脈と襟裳岬百人浜の公園地域は飛び地となっているが、景観は一体化されており、国立公園内から、国立公園への眺望の中に、風車の姿があることはまったく景観上適合するものでない。このことから、風車建設については、景観を壊さないよう、小型化し、設置数を極力抑えるべきであり、その観点からの環境影響評価方法(調査方法)が必要である。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域及びその周囲には、日高山脈襟裳国立公園の指定地域が存在することから、景観の調査・予測・評価においては、「国立・国立公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(環境省 平成 25 年 3 月)」の考え方も参考に実施し、景観への環境影響に十分に配慮した事業計画となるよう努めて参ります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-7	<p>6. 風車建設について</p> <p>町民向けの説明会(R5.9.26)に出席したが、一部の生物調査(昆虫のホールトラップ)に特化した説明であり、専門的用語が多く、また、スライドの資料が配布されなかったこともあり、非常に理解しづらかった。地域住民が懸念している景観問題については触れず、(超)低周波問題については、調査する旨の発言があった。しかし、新聞で報道された規模縮小についての発言はなかった。質問がなかったから、伝えなくてもよいとの印象を持った。</p>	<p>説明会のスライド資料は、本方法書の内容を基に作成しており、事業概要及び環境影響評価法に基づく環境影響評価項目における現地調査・予測・評価について主にご説明いたしました。視聴する一般の方々にも分かり易いよう作成しておりますが、ご意見も踏まえ、配布資料も含めより分かり易い構成に改善するように検討いたします。</p> <p>ご指摘の事業規模の変更については、引き続き北海道電力との連系協議を要していることから、方法書説明会では十分にご理解をいただく回答が難しい状況でした。今後の準備書手続きに向けて発電規模を含む事業計画を検討のうえ、説明させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。</p>
2-8	<p>日本初の高さ約180mの大型風車の建設であることから、風車が回っている場合、風車の風切音が聞こえる、機械音、回転するブレードの影、低周波の悪影響等は計り知れないものになると考える。</p> <p>現在、えりも町民は大型風車建設について、関心が低いと考えられるが、地域、町民へ悪影響が発生する可能性について、包み隠さず丁寧に説明していくことを求める。</p>	<p>現段階で採用する風力発電機の機種は確定しておらず、最大で最高高さ179.4mの機種を選定する可能性があります。採用機種については、事業性及び今後実施する現地調査・予測・評価等も踏まえ検討していく予定です。</p> <p>事業を進めるにあたっては、地域との合意形成のため、アセスの説明会や事業についての説明会等を適宜開催することで、地域住民の方や関係者とのコミュニケーションを図り、事業を進めていく所存です。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-9	<p>説明会では、環境影響調査を実施してから、風車建設地を選定していく旨の発言があったが、環境影響調査を実施していない場所での建設はあるか？例えば地点Aと地点Bは調査したが、風車を建設するには計画を変更しなければならず、地点Aと地点Bの間に建設するということになるのか？野生生物の生息地は、それぞれの種にとって、必要な広さ(面積)があると考えられることから、点で見るのではなく、面でみていく必要があり、建設用道路開削等により安易に生息地を分断してはならない。</p>	<p>現段階では、風力発電機配置計画については未定であり、本方法書では風力発電機設置予定区域としてお示ししております。</p> <p>風力発電機配置計画については、環境影響評価における現地調査・予測・評価に基づく環境影響に配慮した配置計画にするべく検討するとともに、環境影響評価を実施していない箇所への配置はございません。また、環境影響評価項目における調査地点について、影響予測・評価をすうえで調査結果に不足等が無いかを改めて検討し、適切な予測評価を実施して参ります。</p>

(意見書 3)

No.	意見書	事業者の見解
3-1	<p>1. 環境影響評価図書の縦覧</p> <p>・環境影響評価の中には景観への影響評価もあります。本事業の対象である襟裳岬周辺は道内外から多くの観光客のある人気の観光地です。したがって、環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、地元での説明会や貴社ホームページの掲載に限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のホームページ上での掲載など、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきです。</p>	<p>いただきましたご意見を踏まえ、今後の準備書手続きの周知方法について関係行政と相談のうえ幅広い周知方法について検討させていただきます。</p>
3-2	<p>・環境影響評価図書のダウンロードや印刷ができません。資料編を含め 668 ページの環境影響評価図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと、図書の記述に照らして事業実施区域の実態を確認することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が確かめることができることが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民との合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、縦覧期間後も地域の図書館などで図書を常時閲覧可能にし、随時インターネットで閲覧・ダウンロード・印刷を可能にすべきです。また、関係する自然保護団体等に対して事前に相談し紙媒体の図書を提供すべきです。</p>	<p>環境影響評価の手続きは、風車配置・管理用道路等の事業計画が審査段階であり最終決定ではないこと、またダウンロードや印刷後の二次利用の回避の観点から、常時縦覧が難しい旨ご理解いただきたく存じます。利便性については、説明会での要約資料の配布等の対応を引き続き行っていく方針です。</p> <p>なお、自然保護団体等への図書提供については、今後、検討させていただきます。</p>
3-3	<p>2. 近隣施設への影響</p> <p>・事業実施区域内およびその周囲には住宅等が分布することから、環境影響評価はもちろん、「えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」(令和 3 年 9 月 16 日施行)に照らし合わせても十分な計画である必要がありますが、方法書では事業実区域内には住宅等が 22 戸あることから、風車からの騒音や事故が起きた時の影響を踏まえ、住宅等からの距離は最悪の事態を想定して取るべきです。</p> <p>経済産業省の事故報告書に 2013 年 4 月 7 日に発生したウィンドパーク笠取発電所 CK-19 号機風車の事故報告があるように、事故によりブレード破片が約</p>	<p>風力発電機配置計画については、事業性、方法書以降に実施する環境影響評価における現地調査・予測・評価による環境影響の把握及び専門家による助言等も含め決定していくこととなります。その際には、対象事業実施区域及びその周囲に存在する配慮施設、住宅等に対する安全面・環境面にも十分配慮した離隔をとるよう準備書において検討する予定です。</p> <p>また、風力発電機の維持管理は、事</p>

No.	意見書	事業者の見解
	370m 以上も飛散していることなどを鑑みて、住宅等に被害を与える恐れのない離隔距離を確保しなければなりません。事故による部品やオイル等の飛散も考えられ、自然環境に悪影響を与える恐れがあることから、明確な計画を立てるべきです。	故等の未然防止を図るよう定期点検を適切に行う計画といたします。
3-4	<p>3. 騒音、低周波音および超低周波音による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車建設予定地より 2km の範囲には住宅等が 1,112 戸、学校・幼稚園が 7 戸、医療機関が 1 戸、福祉施設が 4 戸存在していることから、風力発電による騒音、低周波音等による影響が出る可能性が危惧されます。また、事業実施区域内には住宅等が 22 戸があり、低周波音を始めとする騒音被害が懸念されます。このような場所には事業計画を立てるべきではありませんし、準備書において風車位置を決定する以前の問題です。宗谷管内においては、今年度も複数の風力発電が稼働し始め、3.5km 離れた住宅では夜間、風切り音が聞こえ、1.5km 離れた住宅からは、圧迫感を感じ頭痛や眩暈、入眠障害のお話しも聞いております。北海道内の研究機関が、2018 年に石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価についてシミュレーション予測を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民が圧迫感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るといいう結果が出ています。 <p>これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査・予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後発電風車が完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内において 1 年間に 4 回以上のヒアリングをメインとした調査や、長期間のモニタリングを必ず行うと同時に健康調査を行い、調査結果が様々な悪影響を示している場合は発電事業を中止すべきです。</p>	<p>方法書以降に実施する環境影響評価における現地調査・予測・評価を実施し、対象事業実施区域及びその周囲に存在する配慮を要する施設、住宅等への影響を把握します。</p> <p>配慮を要する施設等への影響が大きくなると予測される場合には、風力発電機の配置計画を含め影響の回避または低減を図り、準備書において環境保全措置等を検討いたします。また、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくこと等を検討しております。</p>
3-5	<p>4. 鳥類等への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えりも町管内においては、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来やオジロワシ・オオワシの越冬も確認されており、ハヤブサ・オオタカ・クマタカの生息も確認されています。「環境アセスメントデータベース：EADAS」（環境省）の鳥類渡りルートでも確認できる貴重な場所です。また、哺乳類においては、絶滅 	<p>環境影響評価における現地調査では、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響を、準備書において予測・評価する予定です。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>危惧類であるゼニガタアザラシ・トドやエゾオコジョの生息地であり、さらに鳥類においては、絶滅危惧類であるチシマウガラス・シマフクロウをはじめ258種の野鳥が確認されています。風力発電機によるバードストライクなどの直接的な影響、行動の変化による影響も含め影響評価をすべきであり、生物が利用する可能性の高い環境と生息地を重視し、環境影響評価を実施する必要があります。</p>	
3-6	<p>・襟裳岬は、ガンカモ類、中でもマガン(準絶滅危惧種)、シジュウカラガン(絶滅危惧 IA 類種)、ハクガン(絶滅危惧 IA 類種)、コクガン(絶滅危惧 II 類種)などのフライウェイ(渡り鳥の飛翔ルート)で、相当数の個体数が春季や秋季に往来します。</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>渡り鳥調査においては、P374に記載のとおり、出現する海ワシ類やハクチョウ類等の渡り個体の観察、記録を行い、渡り状況の把握に努める所存です。専門家からの助言等により、渡り鳥調査期間中に実施している、希少猛禽類調査と調査時期等を調整することで、可能な限り渡り時期における鳥類生息種の確認が行えるようにして参ります。</p>
3-7	<p>・襟裳岬周辺のえりも町百人浜は、数年前より日高地方唯一のタンチョウ(絶滅危惧 II 類種)繁殖地として確認されています。</p> <p>※宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団(宮城県栗原市)らが、それまで不明だったコクガンのフライウェイを調査するべく2020年に宮城県南三陸町から発信機を装着し調査した結果、ロシアからの帰り道に同年11月から12月まで1ヵ月以上、襟裳岬周辺で生息、12月6日、えりも町庶野海岸で見つけ撮影に成功、全国ニュースになりました。</p>	<p>タンチョウ調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲を広く任意観察調査する踏査ルートを設定し、タンチョウの繁殖についての情報があることは文献調査及び専門家ヒアリング等により把握していることから、調査時期及び調査日の気候にも配慮し生息状況について調査いたします。</p>
3-8	<p>・以上のように、多くの希少種の鳥類が生息し、またそれらのフライウェイとなっている襟裳岬周辺での風力発電事業は行うべきではありません。</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>引き続き、最新の知見の収集に努めるとともに、専門家からの助言等も</p>

No.	意見書	事業者の見解
		踏まえ現地調査において事業予定地周辺における鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握するように努めて参ります。
3-9	<p>5. 漁業等への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省では、襟裳岬やその周辺の沿岸域を生物多様性の観点や、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に、重要度の高い海域として抽出しています。近年は国際的にも国内においても海洋環境の保全を進めることが強く求められていることから、風力発電施設建設後、海洋生物等に影響が出た場合を考え、えりも漁業組合等の関係機関と予め漁業補償などの協定を組むことを望みます。 	<p>本事業は陸域に設置する事業であることから、海域の工事または地形改変には至らないことより、海洋生物等への影響はないものと考えておりますが、対象事業実施区域及びその周囲には河川が存在することから、事業に当たっては関係機関と協議を実施しながら、水の濁りの影響、さらに重要な水生生物への影響が極力回避・低減できるよう配慮する方針です。</p>
3-10	<p>6. 国立公園化への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省は2023年6月13日、日高山脈襟裳国定公園を2024年中に国立公園へ昇格する手続きを進めると発表しました。太古からの自然環境や景観を損なわないためにも、また、自然環境の保全や保護を考えても、また景観保全の点からも国立公園の周辺で巨大かつ多数の風力発電施設を建設することは望ましくありません。 	<p>本事業の対象事業実施区域及びその周囲には、日高山脈襟裳国定公園の指定地域が存在することから、景観の調査・予測・評価においては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省 平成25年3月）」の考え方も参考に実施し、景観への環境影響に十分に配慮した事業計画となるよう努めて参ります。</p>
3-11	<p>7. 歴史的遺産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えりも町には、江戸幕府により開削された蝦夷地最初の山道の一つである猿留山道があり、2009年6月えりも町文化財に指定されています。事業実施区域内を通り山道にたどり着きますが、町内外から多くの参加者が猿留山道を歩き、日高南部の自然と歴史を楽しんでいるところです。よって巨大かつ多数の風力発電施設の建設は、景観の破壊につながり、直接山道にかかっていなくても、周遊ルートにも影響が出ることが考えられます。 	<p>本事業では「猿留山道」について、人と自然との触れ合いの活動の場において調査地点として設定しておりますが、景観調査地点の眺望点としての地点選定については、引き続き地元ヒアリング等を踏まえて検討する予定です。</p>

No.	意見書	事業者の見解
3-12	<p>8. 累積的影響の評価</p> <p>・本事業実施区域の周囲には、最大 162 基もの風力発電のアセスが進められております。この地域は風力発電事業計画が過密状態にあり、複数の風力発電事業による累積的影響が懸念されます。このような事から、累積的影響が発生する可能性が高く、十分に計画地を検討すべきです。</p>	<p>本事業と他事業との累積的な環境影響については、引き続き、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努め、本事業との累積的な環境影響の有無について検討し、その結果、累積的な環境影響が生じる可能性がある場合には、準備書においてその予測及び評価を行います。</p>
3-13	<p>9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、その意思がないのであれば計画は撤回すべきです。</p>	<p>本事業では、地域との合意形成のため、アセスの説明会や事業についての説明会等を適宜開催することで、地域住民の方や関係者とのコミュニケーションを図り、事業を進めていく所存です。</p>

(意見書 4)

No.	意見書	事業者の見解
4-1	<p>1. 全体について</p> <p>1) 本事業に係る対象事業実施区域(以下、計画地という)を含むえりも地区(以下、当該地という)には、シマフクロウ(絶滅危惧 IA 類、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物)、タンチョウ(絶滅危惧 II 類、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物)、オオワシ(絶滅危惧 II 類、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物)、オジロワシ(絶滅危惧 II 類、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物)、クマタカ(絶滅危惧 IB 類、国内希少野生動植物種)などの希少種の生息地が含まれている。また、シベリアと本州を往復するガン類(国指定天然記念物)、ハクチョウ類などの渡りルートになっている。それらの種の保全や渡りルートの保護および予防原則の観点から当該地は計画地として不適切であり、環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。</p> <p>なお、本項以降の意見は、前述の立場に立ったうえで、方法書の記載内容について意見を述べるものであり、方法書以降の現地調査の段階に進むことを容認するものではない。</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>引き続き、最新の知見の収集に努めるとともに、専門家からの助言等も踏まえ現地調査において事業予定地周辺における鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、準備書において環境影響評価における予測・評価を実施する予定です。</p>
4-2	<p>2. 希少鳥類の保全の観点から</p> <p>1) シマフクロウは北海道東部を中心に分布し、国内の生息数は 100 つがい程度とされており、計画地を含む日高地方に生息するシマフクロウは遺伝学的多様性確保に重要であることに加え、分布域の西限に位置することから今後の生息地分散を進める上でも重要である。計画地の近隣に位置する河川での繁殖や生息が確認されており、また近隣生息地からの分散個体が計画地付近の河川や周辺の森林を移動していることが想定されることから、前述の通り、当該地は計画地として選定されるべき場所ではなく、直ちに事業の撤回を検討すべきである。</p> <p>※シマフクロウの生息情報については、希少種であることから取扱いに注意されたい。</p>	<p>シマフクロウ調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>現地調査においては、専門家による助言に留意して事業予定地周辺の詳細な生息状況を把握し、準備書において環境影響評価における予測・評価を実施する予定です。また、シマフクロウの生息情報については希少種保護の観点より情報の取扱いに注意いたします。</p>

No.	意見書	事業者の見解
4-3	<p>2) タンチョウは北海道東部を中心に生息し、国内の生息数は1800羽程度である。計画地に近い百人浜では2016年からタンチョウが営巣しており、2018年には初めて繁殖に成功した。このつがいは日高地方唯一のつがいであり、この場所が十勝地方から道央圏への繁殖地の自然分散の過程上で重要なルートとして位置づけられる。また、タンチョウが繁殖している環境は計画地周辺の環境と類似しており、実際にタンチョウの観察事例があることから、今後、計画地周辺で繁殖する可能性が高い。タンチョウへの影響を避けるため、当該地は計画地として選定されるべき場所ではなく、予防原則の観点から直ちに事業の撤回を検討すべきである。</p>	<p>タンチョウ調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲を広く任意観察調査する踏査ルートを設定し、タンチョウの繁殖についての情報があることは文献調査及び専門家ヒアリング等により把握していることから、調査時期及び調査日の気候にも配慮し生息状況について調査いたします。</p>
4-4	<p>3) 環境省や論文等による報告、発表では国内でこれまでにオジロワシ73羽、オオワシ3羽、クマタカ2羽でバードストライクが発生していることが確認されているが、このことはそれらの生息地付近に風車を建設すると、バードストライクが起きる可能性が高いことを示している。これらの希少猛禽類への影響を避けるため、当該地は計画地として選定されるべき場所ではなく、予防原則の観点から直ちに事業の撤回を検討すべきである。</p>	<p>環境影響評価における現地調査では、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響を、準備書において予測・評価する予定です。</p>
4-5	<p>4) 当該地はガン類およびハクチョウ類の渡りルートになっているが、これらの大型の鳥類は翼面荷重が大きく飛行時に小回りがきかないために飛行中に急に風車を避けることができず、風車によるバードストライクまたは移動の障壁が発生しやすい鳥である。これらの希少な渡り鳥への影響を避けるため、当該地は計画地として選定されるべき場所ではなく、予防原則の観点から直ちに事業の撤回を検討すべきである。</p>	<p>環境影響評価における現地調査では、事業予定地周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響を、準備書において予測・評価する予定です。</p>
4-6	<p>3. 調査方法について</p> <p>1) 計画地とその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した環境省の「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、シマフクロウ、オジロワシおよびオオワシの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベルA3およびBに該当するほか、専門家等によりクマタカやタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>引き続き、最新の知見の収集に努めるとともに、専門家からの助言等も踏まえ現地調査において事業予定地周辺における鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、準備書にお</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されている。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、(公財)日本野鳥の会をはじめとする地域の鳥類や動植物の生息状況や風力発電が鳥類に与える影響について詳しい知見を持つ専門家や団体等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すべきである。</p>	<p>いて環境影響評価における予測・評価を実施する予定です。</p>
4-7	<p>2)クマタカにおいては「猛禽類保護の進め方(改訂版)」のP54に「非営巣期高利用域は半径1.5km圏の範囲に該当するが、より広い範囲を採用することが、クマタカの通年の高利用域の保護につながると思われる。」とあり、P55には「実際の高利用域は単純な円形ではなく、また、半径1.5kmの範囲を超える場合もあると想定されるため、地形や植生状況、隣接ペアの存在を考慮しながら範囲を補正することも必要である」とあることから、現状の半径1.5kmより広い範囲を調査地域として設定すべきである。</p>	<p>希少猛禽類調査の調査範囲は、P369に記載のとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」を参考に1.5km程度としておりますが、現地状況に応じて適宜調査地点を移動する等してクマタカの生息・繁殖状況の把握に努めて参ります。</p>
4-8	<p>3)希少猛禽類およびタンチョウの調査の調査日数について、ひと月あたり3日間では採食地、営巣地の把握が十分にできないと考えられる。週あたり3日程度の調査が必要と考える。</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。</p> <p>希少猛禽類調査については、P374に記載のとおり、2営巣期+1非繁殖期の計19か月の現地調査を実施いたします。また、タンチョウ調査では対象事業実施区域及びその周囲を広く任意観察調査する踏査ルートを設定しております。調査においては、現地状況に応じて適宜調査地点を移動する等して鳥類の生息・繁殖状況の把握に努めて参ります。</p>
4-9	<p>4)鳥類調査においては、風雨、霧等の気象条件の影響を大きく受けやすく、荒天時には正確な観察が行えないため、荒天時を除く天候が良好な日に3日間の調査を行なうべきである。</p>	<p>鳥類調査における現地調査については、天候等の気象等に配慮し実施するようにいたします。</p>
4-10	<p>5)調査予定地で視野が広く取れるのであれば、ラインセンサス、ポイントセンサスとも25mを50mに拡張してより詳細に記録すべきである。</p>	<p>一般鳥類調査のルートセンサス法・ポイントセンサス法の調査範囲は、調査箇所(環境)に拠らず定量性を</p>

No.	意見書	事業者の見解
		確保した調査結果が得られるように設定した目安値となり、P373に記載のとおり、ルートセンサスは片側25m（両側50m）、ポイントセンサスは半径50mを対象範囲としております。
4-11	6)任意観察調査で行う夜間調査では、レーダーによる利用状況の把握、ICレコーダー等録音による把握も実施すべきである。	夜間調査は、夜行性鳥類を主対象に、春季及び夏季の日没後、任意調査ルートを適宜移動しながらその鳴き声を基に鳥類種の確認に努める所存です。レーダー及びICレコーダーによる調査手法については、専門家の助言等を得ながら検討したいと存じます。
4-12	7)鳥類繁殖期(6月ごろ)の調査について、種ごとに繁殖時期が異なるので前半後半に1回ずつ等、複数回の調査を実施すべきである。	一般鳥類調査における調査時期については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。ご指摘の事項につきましては、専門家の助言等を得ながら検討したいと存じます。
4-13	8)冬期(1-2月)も鳥類調査を行うべきである。なお、オオワシ、オジロワシは越冬期間中に北海道内で移動するため、調査開始を11月、終了をワシが飛去する5月に設定し、調査期間を11月から5月とすべきである。	希少猛禽類調査については、P374に記載のとおり、調査期間は、2営巣期+1非繁殖期の計19か月で、2月から翌年8月まで現地調査を実施予定であり、ご指摘の期間は網羅しております。また、春季・秋季は渡り鳥調査も別途計画しており、これらの調査を通して、海ワシ類も含めた鳥類の詳細の生息状況を把握する計画です。
4-14	7)秋の渡りルートでは、道東各地から襟裳岬方向に向かうことが示されているように、襟裳岬は本州に向かって渡る際に鳥が集結するボトルネックとなっている。隘路となっている渡り経路での風車建設は、バードストライクや障壁影響など渡り鳥に与え	本事業における渡り鳥調査において、本地域における渡りルートを可能な限り詳細に把握できるよう努める所存です。調査範囲については方法書における対象事業実施区域を広

No.	意見書	事業者の見解
	<p>る影響が大きい可能性があるので、十分な調査を行なって影響がないようにすべきである。</p>	<p>域的に網羅できるように地点を設定しております。</p>
4-15	<p>8) オオハクチョウの渡りの時期は11月および3月末であるため、それを踏まえ渡り鳥調査の時期を延長する必要がある。</p>	<p>渡り鳥調査の時期については、種によって渡りの時期が異なる場合があるため、春季・秋季の調査時期については、専門家の助言等を踏まえながら適切に実施して参ります。</p>
4-16	<p>9) 渡り鳥調査について、渡りにはピークがあり年によって変動があること、調査地の気象条件に大きく左右されることから、ひと月あたり3日間の調査では不足である。正確な把握のためには、調査期間中毎日の調査が必要である。</p>	<p>鳥類調査における調査手法等については、専門家からの助言等を踏まえその内容を設定いたしました。 渡り鳥調査においては、P374に記載のとおり、出現する海ワシ類やハクチョウ類等の渡り個体の観察、記録を行い、渡り状況の把握に努める所存です。専門家からの助言等により、渡り鳥調査期間中に実施している、希少猛禽類調査と調査時期等を調整することで、可能な限り渡り時期における鳥類生息種の確認が行えるようにして参ります。</p>
4-17	<p>10) 渡り鳥調査について、現在把握されている鳥類の渡りルートは点と点を結んだものであり、GPSロガー等を利用したもの以外は正確なルートを示していないと考えられる。また、えりも地域は日高山脈と海岸線が近く、風が強いことから渡り鳥の飛行ルートに与える影響が著しいと考えられる。これらのことから、現在示されている調査範囲よりも広範囲(山岳地帯から海岸線まで)に、長期間(季節、年とも)の調査が不可欠である。</p>	<p>本事業における渡り鳥調査において、本地域における渡りルートを可能な限り詳細に把握できるよう努める所存です。調査範囲については方法書における対象事業実施区域を広域的に網羅できるように地点を設定しております。</p>

No.	意見書	事業者の見解
4-18	11) 当該事業による重大な影響を回避、低減するため、環境保全措置についても検討するとあるが、どのような方法が想定されるのか具体例を示すべきである。 以上	重大な影響を回避、低減するための環境保全措置内容については、環境影響評価項目ごとの現地調査を実施し、調査結果に基づく予測・評価を行い、専門家からの助言等を踏まえながら、より適切な環境保全措置を準備書において検討する予定です。

(意見書 5)

No.	意見書	事業者の見解
5-1	<p>1 騒音／超低周波音の観点から事業実施想定区域は成立しない</p> <p>まず、事業実施想定区域内に住宅が 22 軒存在するというのは、前代未聞の事業である。農家の納屋や倉庫等で、日常的に人が居住していないのであればよいが、もし、居住しているにも関わらず、事業実施想定区域に含めているとしたら事業者のモラルを疑う。事業を進める資格はない。事業の撤退を求める。</p> <p>事業実施想定区域周辺には、配慮を要する施設として最寄り 0.5km にえりも高校があり、風車建設予定地からも 1km 以内の距離となっている。住宅も 0.5km の範囲内に 65 軒、0.5～1km に 801 軒と、1km 範囲に約 150 軒もの住宅が存在している。この度の計画では、単機出力 4,300～6,100kW の風車、最大 35 基、総出力最大 10 万 kW の事業を行おうとしている。平成 28 年の検討会に基づく、「風車からの離隔距離 500m、安全を見て 1km 離せばよい」という記述を、様々なアセス書で見かけるが、当時の風発の規模は 1,000～2,000kW であり、現在の風発の単機出力は 3 から 4 倍に増強、かつ、総出力も同様にアップしており、もはやこの数字はあてはまらない。少なくとも 4km は離隔をとる必要がある。その場合、事業実施想定区域はほとんどなくなるのではないか。このような観点からも事業撤退を求める。</p>	<p>方法書以降に実施する環境影響評価における現地調査・予測・評価を実施し、対象事業実施区域及びその周囲に存在する配慮を要する施設、住宅等への影響を把握します。</p> <p>配慮を要する施設等への影響が大きくなると予測される場合には、風力発電機の配置計画を含め影響の回避または低減を図り、準備書において環境保全措置等を検討いたします。</p> <p>また、工事前には住民の方々からのご希望等を踏まえて必要に応じて個別での説明をさせていただくこと等を検討しております。</p>

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和5年9月12日(火) 朝刊15面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 J R 東日本エネルギー開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 松本 義弘
事業者の所在地 東京都千代田区神田須田町1-25
 J R 神田万世橋ビル15階

二、対象事業の名称 (仮称)えりも町風力発電事業
種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力最大100,000キロワット

三、対象事業実施区域 北海道幌泉郡えりも町

四、関係地域の範囲 北海道幌泉郡えりも町

五、縦覧の場所・時間 えりも町役場企画課、
 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
 (いずれも開庁・開館時のみ)
 (いずれも開庁・開館時のみ)
 電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<http://www.jp-energy-jr-group.ne.jp/>

六、意見書の提出 期間 令和5年9月12日(火)から令和5年10月25日(水)まで

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和5年10月25日(水)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時・場所
 令和5年9月26日(火)18時30分開始
 えりも町福祉センター(幌泉郡えりも町字本町357番地)

八、問い合わせ先
 J R 東日本エネルギー開発株式会社
 担当者・総務部 広報担当
 〒101-0041
 東京都千代田区神田須田町1-25 J R 神田万世橋ビル15階
 電話 03(6206)6076
 お問い合わせ時間 10時~17時まで(土・日・祝日を除く)

(えりも町 ウェブサイト)

海と大地のふるさと

北海道 えりも町

文字サイズ 大 小 背景 黒 白 リセット

Google 提供

言語を選択 ▼

🏠 ホーム

❓ 町の概要

📄 行政情報

📷 観光情報

📄 各課のページ

暮らしのガイド

- 👤 職員募集のお知らせ
- 📄 各種届出・証明
- 💰 年金・税・国民健康保険
- 😊 子育て・子育て支援・教育
- ❤️ 介護保険・高齢者福祉・障がい福祉
- 🏃 健康
- 🏠 住まいと暮らし
- 🗑️ ごみ(リサイクル)
- 🗨️ 各種相談
- 📢 講座・イベント情報

えりも町公式観光サイト

風のまち「えりも」観光ナビ

おすすめ観光スポット
グルメ情報など盛りだくさん!

- 🏛️ 風の館 (別サイト)
- 🏛️ 郷土資料館「ほろいずみ」
氷産の館 (別サイト)
- 🏥 国民健康保険診療所

ふるさと寄附金のご案内

えりも町
ソーシャルメディア一覧

f 🐦 📺 📷 🗨️

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

▶ ホーム ▶ 各課のページ ▶ 企画課 ▶ 振興係 ▶ 「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧についてのお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が、えりも町において計画している(仮称)えりも町風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施し、意見を聴取いたします。

詳細

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：JR東日本エネルギー開発株式会社
代表者：代表取締役社長 松本 義弘
所在地：東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階

対象事業の内容

事業名称：(仮称)えりも町風力発電事業
種類：風力(陸上)
規模：発電設備出力 最大100,000キロワット
対象事業実施区域：北海道幌泉郡えりも町

縦覧について

縦覧場所：えりも町役場企画課(2階)
北海道日高振興局保健環境部環境生活課
縦覧期間：令和5年9月12日(火曜日)～令和5年10月25日(水曜日)
縦覧時間：いずれも開庁・開館時のみ
電子縦覧：下記アドレスから電子縦覧も可能です。
<http://www.jr-energy.jrenergyp.ne.jp/>

意見書の受付

本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所(役場2階企画課)に届付けの意見書箱へご投函いただくか、問い合わせ宛てへご郵送ください。
意見書の提出期限：令和5年10月25日(水曜日) ※郵送の場合は、当日消印有効

住民説明会の開催日時・場所

日時：令和5年9月26日(火曜日)18時30分開始
場所：えりも町福祉センター(えりも町字本町357番地)

お問い合わせ・担当窓口

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当者：総務部 広報担当

お問い合わせ時間：10:00～17:00まで(土・日・祝日を除く)
住所：〒101-0041東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階
電話番号：03-6206-6076

情報発信元：企画課 振興係
電話番号：01466-2-4612 ファクシミリ：01466-2-4633

最終更新日：2023年09月12日

(JR 東日本エネルギー開発 株式会社 ウェブサイト)

JR東日本エネルギー開発株式会社
JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

home

会社概要 | ミッション | 私達の挑戦 | 交通アクセス | お問い合わせ | 採用情報

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称) えりも町風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

北海道幌泉郡えりも町における「(仮称) えりも町風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2023年9月12日(火)午前10時00分～2023年10月25日(水)午後5時00分までの期間中は閲覧が可能です。
 ※閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
 ※閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
 ※意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙
目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第7章 その他環境省令で定める事項
第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料編
要約書
環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所
北海道日高振興局 保健環境部環境生活課
えりも町役場 企画課

縦覧期間
2023年9月12日(火)～2023年10月25日(水)
(土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。
 環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。
 住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。

お問い合わせ先
JR東日本エネルギー開発株式会社 担当:総務部 広報担当
電話:03-6206-6076
時間:午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

(広報えりも 9月号折込広告) (表面)

「(仮称)えりも町風力発電事業環境影響評価方法書」 縦覧及び住民説明会のお知らせ

平素より皆様には、当社の事業活動につきまして、格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、JR 東日本エネルギー開発株式会社が計画している(仮称)えりも町風力発電事業の「環境影響評価方法書」を作成し、令和5年9月12日(火)より縦覧いたします。

「環境影響評価方法書」は事業による環境影響をどのように調査し、予測・評価を行うかの計画をとりまとめたものです。

本内容について、地域の皆さまにご説明をさせていただきたく、以下のとおりお知らせいたします。

是非、ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



○環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧場所	縦覧期間
えりも町役場企画課	令和 5年 9月 12日 (火)
北海道日高振興局 保健環境部環境生活課	～ 令和 5年10月25日(水) 開庁・開館時のみ ※ 意見募集期間とあわせて縦覧期間といたします。

※ 電子縦覧は次のウェブページにて実施します。

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

○住民説明会の開催について

開催場所	開催日時
えりも町福祉センター (えりも町字本町 357 番地)	令和 5年 9月26日(火) 18:30 ～ ※ 約1時間半～2時間程度を予定しております。

○お問い合わせ先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 15 階
JR 東日本エネルギー開発株式会社 担当者：総務部 広報担当
電話番号：03-6206-6076
お問い合わせ時間：10:00～17:00 まで(土・日・祝日を除く)

(広報えりも 9月号折込広告) (裏面)

○事業概要

- 1. 対象事業の名称 (仮称) えりも町風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大100,000キロワット
- 2. 対象事業実施区域 北海道幌泉郡えりも町
- 3. 意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、弊社 HP または縦覧場所に備え付けております下記様式にてご意見を頂きたいいたします。

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記住所あてに郵便にてお送りください。

【意見書の提出先】 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階
JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当 宛

【意見書の提出期限】 令和5年10月25日(水) [当日消印有効]

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 年 月 日

お名前
法人その他の団体にあつては、法人名・団体名、代表者に氏名 _____

ご住所
法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地 _____

ご記入欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)	

注1: なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。
2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4サイズ) の用紙をお使いください。

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記住所あてに郵便にてお送りください。

【意見書の提出先】 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階
JR東日本エネルギー開発株式会社 総務部 広報担当 宛

【意見書の提出期限】 令和5年10月25日(水)〔当日消印有効〕

「(仮称) えりも町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 年 月 日

お名前

法人その他の団体にあつては、
法人名・団体名、代表者に氏名 _____

ご住所

法人その他団体にあつては、
主たる事務所の所在地 _____

ご記入欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

注1：なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。

また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはありません。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。